

経営規模等評価申請 及び総合評定値請求 に関する説明書

(令和5年1月1日の制度改正に係る再審査申立用)

令和4年度

千葉県

注 意 事 項

この説明書は、令和5年1月1日に施行される経営事項審査制度の改正に伴い、再審査の申し立てを行う方に適用されます。

この説明書は、改訂又は廃止される場合があります(関係法令の改正があった場合等)。したがって、再審査申立等を行う方は、事前に必ず最新の情報(千葉県ホームページに掲載)を確認してください。
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keieijikou/index.html>)

目 次

令和5年1月の経営事項審査制度の改正について	2
第1 審査基準改正に伴う再審査の実施	
1 再審査の実施	3
第2 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法	
1 経営規模等評価再審査申立方法	4
2 手数料及び納入方法	4
3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求に必要な書類	5
4 申請書類の作成方法	9
記載例等	11
第3 参考	
1 建設業関連法令等(抜粋)	22

令和5年1月の経営事項審査制度の改正について

令和5年1月の経営事項審査基準の改正に伴う、経営事項審査制度に係る変更点は以下のとおりです。

1. ワーク・ライフ・バランスに関する取組の審査基準及び評点(W1-9)

「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価することとします。

2. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(W1-10)

建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とします。

3. 建設機械の保有状況の改正

現在の加点対象に加え、実際の災害対応において活躍しているものの、経営事項審査上は加点対象となっていない建設機械が存在しており、災害対応力を適正に評価するため、加点対象建設機械を拡大されます。

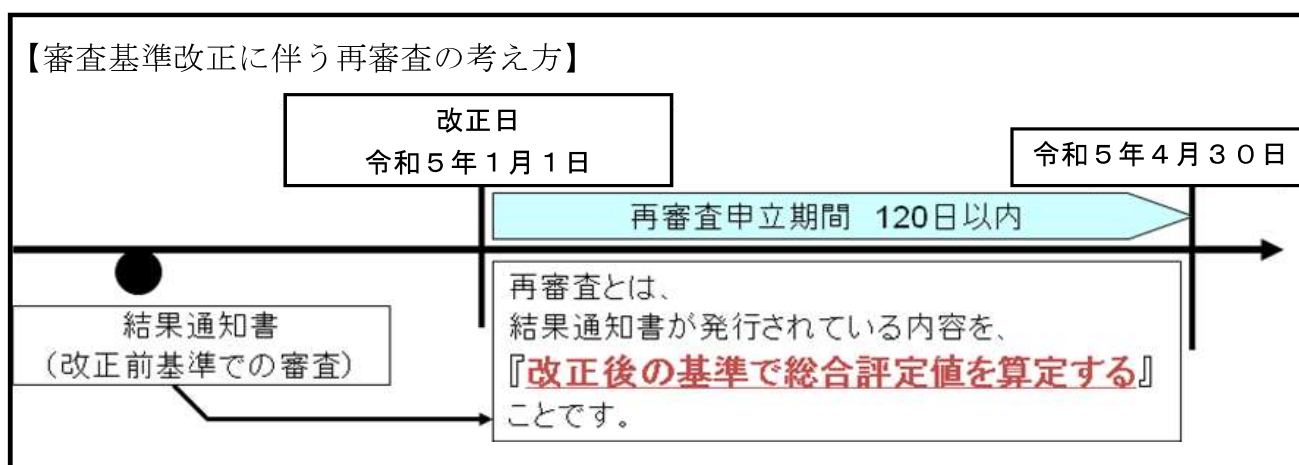
4. 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W8)」として、新たに「エコアクション21の認証の取得状況」を評価することとした。

第1 審査基準改正に伴う再審査の実施

1 再審査の実施

経営事項審査の基準が改正されたため、当該改正前の評価方法に基づく審査の結果の通知を受けた者は、当該改正の日である令和5年1月1日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができます。



2 再審査の注意事項

- ・再審査はあくまでも、結果通知書が発行されている旧基準における総合評定値を新基準にて算定することになるため、改正による変更点以外は当初申請の内容を変更することができません。
- ・再審査は当初申請の審査基準日時点での審査となります。
- ・結果通知書発行時点で、経営事項審査の有効期限が切れる審査基準日の再審査はできません。
- ・既に改正後の基準で受審済みの場合、再審査はできません。
例：基準日が令和4年7月末だが、令和5年1月に改正後の基準で受審済み。

第2 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法

1 経営規模等評価再審査申請方法

(1) 申請方法 郵送・電子

郵送先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県庁建設・不動産課 契約・審査班 宛て

(2) 申請期限

令和5年1月1日から令和5年4月30日

ただし、令和5年4月29日・30日は閉庁日のため、郵送の場合は、令和5年4月28日
(午後5時) 必着

(3) 結果通知書発送までのスケジュール

通常の申請と同様のスケジュールとなります。

(4) 留意事項

- ・補正等があった場合には、後日ファックス等にてご連絡します。
- ・申請にあたり、原本提出とされている書類以外（提示書類等）は、写し（コピー等）を提出してください。
(審査後、受付印を押印した申請書の副本のみ返却します。それ以外の確認書類については返却しません。)
- ・受付が完了した副本（申請者控え）等の返却書類は、後日、県から送付しますので、副本返送用の封筒等を同封してください。
- ・補正の提出が遅れた場合や、申請時期が集中してしまった場合などは、審査ができなかったり、結果通知書の発送日が変更になることがあります。

2 手数料及び納入方法

経営規模等評価再審査に係る手数料は無料です。

総合評定値通知に係る手数料については、「総合評定値通知手数料減免申請書」を提出することにより無料となります。

総合評定値通知手数料減免申請書の様式は、千葉県ホームページに掲載しています。
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keijikou/index.html>)

※記載例は本説明書21頁を参照

3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求に必要な書類 (千葉県知事許可業者)

再審査の必要書類は以下のとおりです。

【提出書類】

- 申請書 (正副 2 部作成)
 - ・ 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 (20001 帳票)
 - ・ 工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高 (20002 帳票)
 - ・ その他の審査項目 (社会性等) (20004 帳票)
 - ・ 技術職員名簿 (20005 帳票)
 - ・ 様式第 4 号、第 5 号 (必要に応じて提出)
 - ・ 経営規模等評価申請等提出票 (県独自様式)

- 当初申請時における経営状況分析結果通知書の写し (1 部)

- 総合評定値通知手数料減免申請書 (1 部)
 - ※千葉県ホームページ「経営事項審査の説明書・様式ダウンロード」のページよりダウンロードできます。
 - ※この申請書の提出がない場合、総合評定値通知手数料を県証紙にて納付することとなります。

- 行政書士等への委任状及び郵送依頼書等 (1 部)・・・行政書士等へ委任を行った場合のみ。

- 返信用封筒 (切手不要)

【提示書類】（全て写し）

- 改正前の基準で受審した経営事項審査に係る申請書類等
 - ・ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（結果通知書）
 - ・ 経営事項審査申請書の副本・・・千葉県建設・不動産課の受付印があるもの。
- 改正後の基準で再審査した場合、変更（加点）となる項目があった場合の書類等

①ワーク・ライフ・バランスに関する取組の審査基準及び評点

選択提示	得がある場合 「女性活躍推進法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得がある場合	各えるぼし認定を取得していることを証する書面	①審査基準日時点で有効な、「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書類 ②厚生労働省の公表資料である「公共調達加点評価を受けることができる「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧」、「くるみん認定及びプラチナくるみん認定企業名都道府県別一覧」、若者雇用促進総合サイトにて公表される「ユースエール認定企業一覧」のうち申請者の名称が記載されているページ(出力日が分かるようにすること。) ※審査基準日以降に認定の取消又は辞退がなされている場合は、②に替えてそのことを証する書類を提示すること。
選択提示		各くるみん認定を取得していることを証する書面	
選択提示		ユースエール認定を取得していることを証する書面	

②建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

選択提示	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に該当がある場合	別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書	【審査対象工事】①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事 ① 日本国内以外の工事 ② 建設業法施行令で定める軽微な工事 ③ 災害応急工事 【該当措置】①～③のすべてを実施している場合に加点 ① CCUS 上での現場・契約情報の登録 ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備 ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出
------	---	---	--

③建設機械の保有状況の改正

法令根拠	対象機種	検査方法
道路運送車両法	ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ) 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」	自動車検査
安衛法施行令	締固め用機械	特定自主検査
	「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」	
	解体用機械	
	「ブレーカ」「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」 高所作業車(作業床の高さ 2m 以上)	

選択提示		特定自主検査記録表 (新車購入時、新車リースの場合は、特定自主検査実施時期証明書)	審査基準日前 1 年の間に検査を実施していること。 ・機種が加点对象となるものであること。 ・使用者が申請者、前所有者又は所有者(リース契約の場合)であること。
選択提示		自動車検査証	有効期間満了日が審査基準日以降であること。 大型ダンプ車については、経営する事業の種類として建設業を届け出ており、表示番号を取得し、最大積載量 5 トン以上又は車両総重量 8 トン以上であること。※自動車検査証では建設機械の所有を証することはできない。
選択提示	※建設機械型番・製造車体番号が明確に記載されていること。 所有の場合、いずれか選択	売買契約書	申請者が購入者となっている契約書。
選択提示		建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認証明書	申請者が現在の所有者となっている場合に限る。
選択提示		注文書、注文請書、購入依頼書など	申請者が申込者となっている書類に限る。
選択提示		法人税又は所得税の確定申告書の別表 16 及び減価償却に係る明細表など	明細等で、1 台ごとの建設機械が確認できること。
選択提示		過去 3 年間の特定自主検査記録表	3 年間の使用者が申請者である場合に限る。

選択提示	リースの場合、 いずれか選択	リース契約書（賃貸借契約書、レンタル契約書）	申請者が賃借人となっている契約書。 ・審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあること。
選択提示		契約を締結したリース会社が発行するリース契約の証明書	リース期間に関する記載があるものに限る。
選択提示	新規掲載の 建設機械が ある場合に 必要	建設機械の規格が確認できる書類（カタログなど）	加点对象となる規格を満たしているかどうかを確認するため必要。
選択提出		建設機械のリース契約に関する申出書 【原本2部】	原本を2部提出。1部受付印を押印して返却するので、次回の申請時に持参すること。 リース期間が、審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する契約において、その契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定している場合に提出する。

④国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

選択提示		エコアクション21により認証されていることを証する書面の写し	エコアクション21の認証を受けていることを確認できる、一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」。
------	--	--------------------------------	--

4 申請書類の作成方法

申請書の記載は、以下の①～④以外の項目については「改正前の基準で受審した経営事項審査申請書の副本」より申請事項を転記してください。

特に以下の①②については当初申請時と記載方法が異なりますので、作成にあたり注意してください。

① 『経営規模等評価申請書・総合評定値請求書』(20001帳票)

※本説明書11頁参照。

(1枚目)

・表題部分

「経営規模等評価申請書」の項目に**取り消し線**を記入します。

・申請項目

「建設業法第27条の26第1項の規定により、経営規模等評価の申請をします。」の項目に**取り消し線**を記入します。

・申請等の区分

申請の区分に、経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求を表す「4」を記入します。

(2枚目)

・審査結果の通知番号

当初申請における結果通知書の右上に記載してある「**行政庁記入欄**」の番号を記入します。

・審査結果通知日

当初申請における**結果通知書の発行年月日**を記入します。

・再審査を求める事項

「**令和5年1月1日施行の改正に係る事項**」と記入します。

・再審査を求める理由

「**制度改正のため**」と記入します。

② 『その他の審査項目(社会性等)』(20004帳票)

※本説明書16頁参照。

・ワーク・ライフ・バランスに関する取組の審査基準及び評点

改正により追加されたえるぼし等に加入していた場合、「1」(加入有り)と記入する。

・建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

改正により追加された建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に該当がある場合、「1」と記入する。

・建設機械の保有状況の改正

改正により追加された、ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車について、該当がある場合、それを加えた台数を記入する。

・国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

改正により追加されたエコアクション2.1に加入していた場合、「1」(加入有り)と記入する。

③ 建設機械の保有一覧表

改正により追加された、ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車について、該当がある場合、それを加えて記入する。

④ 『経営規模等評価申請等提出票』

申請書類とあわせて必ず提出してください。

※本説明書20頁参照。

様式第二十五号の十一の記載例

改正に係る項目以外は全て改正前の基準で受審した経営事項審査申請書の副本より申請事項を転記してください。

該当しないものを二重線で消す。

~~経営規模等評価申請書~~
~~経営規模等評価再審査申立書~~
~~総合評定値請求書~~

(用紙A4)
20001

行政書士が代理申請するときは、こちらに記入の上、適宜押印してください。(押印の要否は行政書士法に従ってください。)なお、申請者の押印は不要です。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

~~建設業法第27条の28第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。~~
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
~~建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。~~

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

代理人

千葉市中央区出洲港1-1-1
行政書士 下総大地

職印

地方整備局長
北海道開発局長
千葉県 知事 殿

申請者

千葉市中央区市場町1-1
経審建設工業株式会社
代表取締役 経審太郎

記名をお忘れなく!

この枠内は記入しない。

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日	号	号

申請時 の 許可 番号	02	大臣 知事 コード	12	許可 (特 -23)	第	987654	号	令和	01	年	04	月	15	日
前回の申請時 の 許可 番号	03	大臣 知事 コード		国土交通大臣 知事 許可 (特 -)	第		号	平成		年		月		日
審査 基準 日	04	令和	02	年	05	月	31	日						

申請時点での
許可番号及び
許可年月日を
記入。

再審査の場合
は、『4』を記入。

申請等 の 区分	05	4
処 理 の 区 分	06	00

資 本 金 額 又 は 出 資 総 額	07	1	(1.法人)					10	0000	(千円)	1234567890000
--	----	---	--------	--	--	--	--	----	------	------	---------------

商 号 又 は 名 称 の フリガナ	08	ケイシンケンセツコウギョウ
---	----	---------------

商 号 又 は 名 称	09	経審建設工業(株)
----------------------------	----	-----------

代 表 者 又 は 個 人 の 氏 名 の フリガナ	10	ケイシン タロウ
---	----	----------

代 表 者 又 は 個 人 の 氏 名	11	経審太郎
--	----	------

主たる営業所の所在地 市区町村コード	12	12101
-----------------------	----	-------

主たる営業所の所在地	13	市場町1-1
------------	----	--------

郵便番号	14	260-0855	電話番号	043-223-3116
------	----	----------	------	--------------

許 可 を 受 け て い る 建 設	15	2212121
--	----	---------

経 営 規 模 等 評 価 等 対 象 建 設 業	16	999
---	----	-----

申請時点での商号名称、代表者及び所在地を記入。

(1.一般)
2.特定

項番
 自己資本額 (千円) (1. 基準決算)
 2. 2期平均

基準決算	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> (千円)
直前の 審査 日	<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> (千円)

利益額 (2期平均) (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)
 = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 <input type="text" value="▲"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> (千円)	営業利益 <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="9"/> (千円)
減価償却 実施額 <input type="text" value="▲"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> (千円)	減価償却 実施額 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> (千円)

技術職員数 (人)

登録経営状況
分析機関番号 経営状況分析を受けた機関の名称
 ○○○○○○○○

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

通知番号は、結果通知書の「行政庁記入欄」の数値を記入。

結果通知書の発行年月日(知事印の上に記載されている日付)を記入。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号 第 01-00001 号	審査結果の通知の年月日 令和4年 7 月 15 日
再審査を求める事項 令和5年1月1日施行の改正に係る事項	再審査を求める理由 制度改正のため

再審査を求める事項は、「令和5年1月1日施行の改正に係る事項」と記入。

再審査を求める理由は、「制度改正のため」と記入。

連絡先
 所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____
 ファックス番号 _____

その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）

- 1 カラムに記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2のように右詰めで記入すること。
- 2

5	1
5	1

 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」

5	1
5	1

 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」は、審査基準日時点で、えるぼし認定(1段階目)を取得している場合は「1」を、えるぼし認定(2段階目)を取得している場合は「2」を、えるぼし認定(3段階目)を取得している場合は「3」を、プラチナえるぼし認定を取得している場合は「4」を、該当がない場合は「5」を記入する。
- 3

5	2
5	2

 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」

5	2
5	2

 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」は、審査基準日時点で、くるみん認定を取得している場合は「1」を、トライくるみん認定を取得している場合は「2」を、プラチナくるみん認定を取得している場合は「3」を、該当がない場合は「4」を記入する。
- 4

5	3
5	3

 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」

5	3
5	3

 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」は、審査基準日時点で、ユースフル認定の該当がある場合は「1」を、該当がない場合は「2」を記入する。
- 5

5	4
5	4

 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」

5	4
5	4

 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」は、審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合は「1」を、審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合は「2」を、該当がない場合は「3」を記入する。

【審査対象工事】

①～③を除く 審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事※1
- ③ 災害応急工事※2

※1 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事
建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事

※2 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事

【該当措置】

①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS 上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

※ 直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム(<https://www.auth.ccus.jp/p/requirements>)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

注意1：審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、**加点しない**。

注意2：適用は審査基準日が令和5年8月14日以降の申請

6 **4** 「建設機械の所有及びリース台数」

① 審査基準日において、建設機械抵当法施行令 別表に規定される『建設機械』のうち、

・ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)

自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車。

なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加対象としない。

・締固め用機械

ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー

・解体用機械

ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

・高所作業車

作業床の高さ2m以上のもの

を所有している台数及び、審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあるリース契約が締結されている台数をカラムに記載する。

② 対象となる建設機械については、労働安全衛生法及び道路運送車両法等に基づいて義務付けられている『特定自主検査』、『性能検査』、『自動車検査』の対象機械とし、『特定自主検査』の対象機械においては審査基準日前1年以内に検査を行っていること、『性能検査』及び『自動車検査』の対象機械においては審査基準日が検査証の有効期間内であることにより、建設機械が正常に稼動する状態であると確認できることが必須となる。

※なお、各検査証等により確認できる機種等は、原則として下記のものとする。

○特定自主検査記録表

- ・締固め用機械
- ・解体用機械
- ・高所作業車

○自動車検査証

- ・ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)

※なお、加対象となる台数は15台までです。16台以上申請されても点数は変わりません。

必要書類： 申請書等である「建設機械の保有一覧表」に記載のある建設機械について、特定自主検査記録表等及び所有（リース契約）を証明する書類により確認します。

- 建設機械の保有状況一覧表
 - ・2部作成し、提出すること。（受付後、1部返却、次回の申請時に提示）
- 特定自主検査記録表
 - ・審査基準日前1年以内に点検を実施していること。
 - ・機種が加対象となるショベル系掘削機械・ブルドーザー・モーターグレーダー・トラクターショベルであること。
 - ・使用者が申請者、前所有者又は所有者（リース契約の場合）であること。
 - ・新車購入（リースの場合も）から1年以内は、メーカーが発行する特定自主検査実施時期証明書等（写し）を提示すること。

☆特定自主検査及び記録表についての問い合わせ先

社団法人 建設荷役車両安全技術協会 千葉県支部 Te043-245-9926

☆移動式クレーン検査証についての問い合わせ先

都道府県労働局又は登録性能検査機関

○ 自動車検査証

- ・有効期間満了日が審査基準日以降になっていること。
- ・所有者又は使用者の欄が申請者になっていること。
- ・大型ダンプ車については、備考欄で届け出の事業の種類が「建」となっており、表示番号を取得していること。

※なお、手書きによる加筆の場合には運輸支局等名小印が押印されていること。

○ 所有・リース契約を証明する書類

【所有を証明する書類】※型番・製造/車体番号が明確に記載されていることが必要。

- ・ 売買契約書の写し（申請者が購入者となっている契約書）
- ・ 建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認証明書の写し（申請者が現在の所有者となっている場合に限る）
- ・ 注文書、注文請書、購入依頼書などの写し（申請者が申込者となっている書類に限る）
- ・ 法人税又は所得税の確定申告書の別表 16 及び減価償却に係る明細表などの写し（明細等で、1台ごとの建設機械が確認できること）
- ・ 過去3年間の特定自主検査記録表の写し（3年間の使用者が申請者である場合に限る）

【リース契約を証明する書類】・・・すべて写し可

- ・ リース契約書（賃貸借契約書、レンタル契約書）

（審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあること）

リース期間が、審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する契約において、その契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定している場合は、「建設機械のリース契約に関する申出書」【原本】を提出することにより、審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあることと相当するとみなす。

- ・ 契約を締結したリース会社が発行するリース契約の証明書（リース期間に関する記載があるものに限る）

※ 新規掲載の建設機械がある場合は、建設機械の規格が確認できる書類

（カタログ等）の提示も必要。（上記の提示書類に規格の記載がある場合は提示不要。）

7 **6** **5** 「エコアクション21の認証の有無」

審査基準日時点で、エコアクション21の認証を受けている場合は「1」を、該当がない場合は「2」を記入する。※「認証・登録証」に「段階的認証」又は「サイト認証」と記載がある場合であって、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限られている場合には、加点対象としない。

8 記入すべき割合（百分率）は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

9 本帳票の右下隅に、申請者の商号又は名称を記入すること。

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険組合に加入している場合は、「3.適用除外」とする。

技術職員名簿(2005帳票)に記載されている職員の人数及び記載されている職員のうちあてはまる職員の人数を記入。
小数点第2位以下を切り捨てる。

若年技術職員の割合(B/A)が15%以上の場合は「1」を、15%未満の場合は「2」を記入。
新規若年技術職員の割合(C/A)が1%以上の場合は「1」を、1%未満の場合は「2」を記入。

技術職員数(A) 若年技術職員数(B) 若年技術職員の割合(B/A)
3 (人) 2 (人) 66.6

新規若年技術職員数(C) 新規若年技術職員割合(C/A)
1 (人) 33.3

CPD単位取得数 (単位) 技術者数 (人)
80 8

技能レベル向上者数 (人) 技能者数 (人) 控除対象者数 (人)
1 6 0

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況
[1.えるばし認定(1段階目)、2.えるばし認定(2段階目)、3.えるばし認定(3段階目)、4.プラチナえるばし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況
[1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況
[1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
[1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設業の営業継続の状況

営業年数 (年)
47

民事再生法又は会社更生法の適用の有無
2

初めて許可(登録)を受けた年月日 令和 4 年 9 月 1 日
休業等期間 年 か
備考(組織変更等) 昭和58年1月22日有限会社から株式会社へ変更

再生手続又は更生手続開始決定日 令和 年 月 日
再生計画又は更生計画認可日 令和 年 月 日
再生手続又は更生手続終了決定日 令和 年 月 日

建設業の許可又は登録を最初に受けた時から審査基準日までの年数を記入する。
休業期間、廃業期間、許可切れ期間等を記入する。
組織変更、合併等を具体的に記入する。

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無
1

再生・更生期間中か否かを問わず、改正後に適用を受けた場合記入。

法令遵守の状況

営業停止処分の有無
2

指示処分の有無
2

審査対象年度に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。

建設業の経理の状況

監査の受審状況
3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 (人)
1

二級登録経理試験合格者等の数 (人)
2

「監査の受審状況」欄において「1」を記入した場合のみ、2期平均の額を記入、それ以外の場合は、「0」を記入。

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) (円)
0

審査対象事業年度 審査対象事業年度の前審査対象事業年度

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 (台)
5

対象となる建設機械の所有又はリース契約台数を記入。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無
1 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無
2 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無
1 [1.有、2.無]

記入をお忘れなく!

申請者 経審建設工業(株)

7 建設機械の保有状況一覧表の記載例 建設機械の保有状況一覧表

※記入する年月日は和暦(平成又は令和)での表記としてください。(H又はRでも可)

所在地
千葉県知事様
高又はは名称
代表者氏名
審査基準日

令和2年9月30日

前審査基準日の一覧表と比較し、新規に掲載する機械に○を記入

No.	新規掲載	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	所有・リースの別	リース開始日	取得年月日	リース期間満了日	検査実施年月日又は有効期間満了日
1	○	大型ダンプ車・ダンプ・縮固め用機械・解体用機械・高所作業車	H 製作所	ZZ-99EFG	0123456	油圧ショベル(クローラ式)	自社所有	平成28年4月1日	令和3年3月30日	有	令和2年9月11日
2		大型ダンプ車・ダンプ・縮固め用機械・解体用機械・高所作業車	K 建機	YY-0000	9876543	16トン	自社所有	平成19年11月23日	令和2年11月23日		令和元年11月10日
3	○	大型ダンプ車・ダンプ・縮固め用機械・解体用機械・高所作業車	B 自動車	XXX-AABB	品川 建 1234	最大積載量9,000kg	自社所有	平成22年1月21日	令和2年1月21日		令和2年1月16日
		大型ダンプ車・ダンプ・縮固め用機械・解体用機械・高所作業車	【ダンプの場合】								
		大型ダンプ車・ダンプ・縮固め用機械・解体用機械・高所作業車	【縮固め用機械・解体用機械の場合】								
		大型ダンプ車・ダンプ・縮固め用機械・解体用機械・高所作業車	【高所作業車】								
		大型ダンプ車・ダンプ・縮固め用機械・解体用機械・高所作業車	【特定自主検査の場合】								

建設機械の保有状況一覧表【記載要領】

※「項番「64」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

①「ダンプ」にあつては、ダンプ・ダンプフルトレラ・ダンプセミトレラのうち該当するもの。なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加点对象としない。

②「締固め用機械」にあつては、ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー

③「解体用機械」にあつては、ブレカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機□

④「高所作業車」にあつては、作業床の高さ。

※「検査実施年月日又は有効期間満了日」の欄は、「ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー」にあつては特定自主検査の実施日を記入し、「移動式クレーン」にあつては製造時等検査又は性能検査の、「大型ダンプ車」にあつては自動車検査証の有効期限を記入すること。

※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。

※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

記載例

建設機械のリース契約に関する申出書

所在地

商号又は名称

許可番号

代表者名

審査基準日 令和2年3月31日

下記の建設機械について、リース期間終了日が今回申請を行う経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月以内に終了しますが、これらの建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定していることを申し出ます。

なお、この申出書に反し、リース契約の更新、延長及び建設機械の買取を行わなかった場合（ただし、廃車など止むを得ないと認められる場合は除く）は、今回の経営事項審査において虚偽の申請を行ったとして、建設業法に基づく監督処分を課されることを了承いたします。

記

メーカー名	型式	製造・車体番号	リース形態	リース期間	
日立	ZW145W-3	ZW145-0029 3	オペレーティングリース	H28.11.1~R2.8.31	
CAT	950G	5MW01816	オペレーティングリース	H29.12.1~R2.9.30	

リース終了日が、審査基準日から1年7ヶ月以内にあること

経営規模等評価申請等提出票の記載例

記載例

経営規模等評価申請等提出票

申請等の区分 (該当するものに○印)	
	経営規模等評価申請及び総合評定値請求
	経営規模等評価申請
	総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立
○を記入すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 経営規模等評価再審査申立（制度改正）及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立（制度改正）

許可番号 <small>(「国土交通大臣・千葉県知事」については、不要のものを消すこと)</small>	国土交通大臣 千葉県知事 許可 第 ○○○○○○ 号
商号又は名称	○○○(株)
審査基準日	令和○○年○○月○○日

経営規模等 評価対象業 建設 <small>(該当するものに○印)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック
	鋼構造物	鉄筋	<input checked="" type="checkbox"/> ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置
	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	

完成工事高積上の有無 <small>(該当するものに○印)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
--	---------------------------------------	----------------------------

行政庁側記入欄	
事務所 コード	整理番号
□□	— □□□□□□
(旧)	□□ — □□□□□□
(受付)	□□ 年 □□ 月 □□ 日

受付印

総合評定値通知手数料減免申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

(商号) **経審建設工業 (株)**

押印は不要
です！

(代表者職氏名) **代表取締役 経審 太郎**

使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、次のとおり総合評定値通知手数料を免除されますよう申請いたします。

1 総合評定値通知手数料の額

経審を申請する
業種数を記入

四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数 (4 種類) を乗じて得た額との合計額

合計 1,200 円

2 免除申請額

1,200 円

記載する金額は、以下の計算方法により算出する。

400円 + (申請業種数 × 200円)

3 理 由

令和5年1月1日の制度改正に係る経営規模等評価再審査申立に伴い、再度同一の審査基準日に係る総合評定値請求を行うため。

第3 参考

1 建設業関連法令等（抜粋）

法：建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）

省令：建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）

（1） 経営規模等評価再審査

① 法第27条の27（経営規模等評価の結果の通知）

国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、当該経営規模等評価の結果に係る数値を通知しなければならない。

② 法第27条の28（再審査の申立）

経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

③ 省令第20条（再審査の申立て）

法第27条の28に規定する再審査（以下「再審査」という。）の申立ては、法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた日から30日以内にしなければならない。

2 法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。

3 再審査の申立ては、別記様式第25号の11による申立書を経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

4 第2項の規定による再審査の申立てにおいては、前項の申立書に、再審査のために必要な書類を添付するものとする。

5 第2項の規定により再審査の申立てをする場合において提出する第3項の申立書及びその添付書類は、同項の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書
(令和5年1月1日の制度改正に係る再審査申立用)

千葉県 県土整備部建設・不動産課 契約・審査班

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

電話 043-223-3113

FAX 043-225-4012

Eメール kenhu3@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/>
